

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月16日（金）11:47～11:55
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席
 - <WG委員>
 - 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
 - <関係省庁>
 - 村田 有 内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
 - <事務局>
 - 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
 - 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 指定管理者制度の二重適用の解消
 - 3 閉会
-

○事務局 お待たせしまして、申し訳ありませんでした。

先週のヒアリングで一度お越しいただいたところですが、PFI室のほうで、運営権制度と指定管理者制度の二重適用の解消に向けて総務省と、港湾の関係で国土交通省、文教施設の関係で文部科学省とそれぞれ協議されているということでしたので、そのスキームをお持ちいただいて、その協議の結果と言いますか、そういうことについて本日は御説明をいただけるということを聞いておりますので、簡単に御説明いただくとともに、御指摘を先生からいただくということで議論ができればと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○村田参事官 よろしく願いいたします。

今日御提出させていただく資料につきましては、まだ協議中でございますので、非公表でお取り扱いをお願いしたいと思います。

○八田座長 結構です。

○村田参事官 資料を御覧ください。今日御提出させていただいたものが、こちらの資料

でございます。私どもはPFIの関係の中で、コンセッション事業を進めていくためにガイドラインというものを作っております。このガイドラインは、内閣総理大臣を議長とする全閣僚が入ったメンバーで策定しているものでございまして、今回、福岡市の要望については、このガイドラインの改正で担保したいと私どもは考えているところでございます。今、総務省と調整をしている最中でございますけれども、その調整したガイドラインの案についてお持ちしましたので、御説明させていただきたいと思っております。

こちらは「新旧対照表」と書いておるのですけれども、2ページ目の(5)とか(6)みたいな部分につきましては、テクニカルな改正もしくは入念的な規定でございますので、一番意味のある部分だけを説明させていただきますと、5ページから6ページ目にかけて、左側に書かれた部分が今回の改正案でございます。

運営権者が公の施設をテナント等特定の第三者に利用権を設定して利用させる場合には、二つの方法がございます。一つは、自治法に基づいて指定管理者制度を使う場合、もう一つが、PFI法の第69条第6項、行政財産の貸付に基づきまして、その権原で運営権者が特定の第三者に貸付ける方法、この2通りがございますということでございます。

この二つに対してどういうメルクマールで仕分けがなされるのかというのが、当該第三者に係る、以下に書かれている部分でございまして、「当該第三者」というのは、特定の第三者に利用権を設定して利用させる行為が公の施設の設置の目的を達成するものであって、行政処分に該当する場合には指定管理者制度、それ以外の場合についてはPFI法の転貸と仕切りがなされております。

こちらの整理につきましては総務省の御解釈なのですけれども、公の施設の設置目的に応じて、当該公の施設を設置する地方公共団体において判断されるものであるという整理がなされているということでございます。

この整理につきましては、目的外の利用については、例えば、旅客船ターミナルのテナントにつきましては、一般的には目的外使用と自治体が整理されると思われませんが、一方で、目的内の利用につきましては指定管理者制度を使うという話になっておりますので、MICE施設とか会議場につきましては、福岡市が目的の内外をどのように判断されるのかというのは非常に私どもも気にしているところでございまして、実際福岡市からも、既存のMICE施設があって、それをコンセッションすることを検討していると聞いておりますので、まずは、福岡市のほうから具体の施設の設置管理条例がどうなっているのかとか、どういう形でそのコンセッションを考えているのかとか、まずは、そこを詳しくお聞きした上で、この案自体が受け入れていただけるのかどうかということを検討したいと考えております。

○八田座長 ということは、この文章は当該公の施設を設置する地方公共団体において判断されるものであるものだけれども、そこに制約があるということですか。

○村田参事官 制約があるかどうかということが、地方公共団体のほうにお任せされておりますので、そこが本当に自信を持って福岡市のほうがこの施設について目的の範囲内であるかどうか整理、判断をするに当たって不安に思っているかもしれないので、

そこについては、一つ一つお話をお聞きしてと。

○八田座長 それでは、不安に思っていないと言えば、それでおしまいですね。

○村田参事官 仮に持っていなければですね。

○八田座長 それでおしまい。分かりました。

○村田参事官 ただ、私どもは不安に思っているらしいという話も小耳に挟んでいる部分がありますので、資料などを送っていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○八田座長 それでは、事務局でこれを。

○藤原審議官 私どもも今日初めて拝見したので、大変申し訳ないですけども、中身をよく見させていただき、必要に応じて福岡市とも協議をしてみます。

あと一点、この転貸方式が全ての公共施設に適用できるのかどうかということについての検討をお願いしておりますので、今回の福岡市の話だけではない、一般則として同じような議論が他の地域からもありますので、そのあたりこれが万能なものなのかどうか。これはガイドラインを見ると、基本的に横断的にやっていただけるような感じがありますけれども、いわゆる公物管理の法律なども色々ある中で、これが全部この方式で行けるのかどうかとか、このあたりはまた御報告を頂戴できればと思います。

○村田参事官 ただ、地方公共団体がコンセッションを実施するためには所有権がないといけないですから、調査の仕方としては、公共施設全体という話ではなく、地方公共団体が所有権を持っている公の施設について、どういう形態があるのかという形で調べさせていただきますと思います。

○八田座長 それが①なのですか。

○村田参事官 ①は指定管理の話です。

○八田座長 ②とどっちもあるわけですね。

○村田参事官 ②の形態が使えるかどうかという調査をしたいと考えております。

○藤原審議官 ②の形態で全部これが、今おっしゃっていただいたような、例えば、道路も公社でやっていますけれども、本体の公道みたいなものでやれるのかどうかとか、そのあたり色々とお聞きしないといけないと思っています。

○八田座長 一步前進だと思いますので、またこれがうまく活用できるようになるとすごくいいと思います。私も法律の専門家でもないので、ここのところを一般的にもうちょっと詰めていただきたいと思っています。他の委員にも詰めてもらいますので。

○村田参事官 国土交通省によく話をお聞きしたいと思っています。

○八田座長 よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。